一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十五年十二月十八日から平成二十六年十二月十七日まで	東京都港区 麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から五番まで） 虎ノ門五丁目 六本木三丁目（十六番から十八番まで） 六本木五丁目（十二番から十八番まで） 麻布十番一丁目（一番から四番まで）

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十五年十二月十八日から平成二十六年十二月十七日まで	東京都港区 高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区 北品川六丁目 東五反田三丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。ただし、都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。ただし、都道環状三号線及び都道三〇一号線（愛宕下通り）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年十二月十八日から平成二十六年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区 南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西十一丁目 南十四条西十二丁目 南十四条西十三丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目 南十五条西九丁目 南十五条西十丁目 南十五条西十一丁目 南十五条西十二丁目 南十五条西十三丁目 南十五条西十四丁目 南十六条西九丁目 南十六条西十丁目 南十六条西十一丁目 南十六条西十二丁目 南十六条西十三丁目 南十六条西十四丁目 南十七条西九丁目 南十七条西十丁目 南十七条西十一丁目

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年十二月十八日から平成二十六年十二月十七日まで	大阪府豊中市 西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

南十七条西十二丁目
南十七条西十三丁目
南十七条西十四丁目

○農林水産省告示第二千九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道河東郡上士幌町字居辺東一五線二四一の一・二四一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四一の四から二四一の六まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字神岬町五二地先・五四地先から五六地先まで（以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道浦河郡浦河町字東幌別一三〇の五地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、足寄郡足寄町稲牛三五六の二・三六九の一〇・三七〇の一・三七〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字旭二九の一・三〇の一・三〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）